

【確認事項】

- ① 出店申請方法は、info@joyo-kankou.jp へメールにて申請を行ってください。申請用紙・露店営業許可書・各自の保険・手伝いを含むすべての方の身分証明書等のコピーを添付してください。
※後日、出店許可通知が届いた方のみ、当協会指定の銀行口座に出店料を振り込んでください。
その後、入金確認できた方から、順次、車の通行許可証(1台)・出店者証(4人迄)・出店場所等を郵送します。また追加チケット(2枚迄)については、振込の際に1枚1,000円として計算しお振込みください。振込む際は、代表者名と店舗名(長い名前は打ち込める範囲でお願いします)
振込手数料はご負担ください。
- ② 事前事後の会議はありません。
- ③ ゴミは、分別してコンテナに入れてください。
要注意：熱のある油は火災のもとになるので必ずお持ち帰りください。(消防署)
- ④ テント・防火・耐火シートは各自持ち込みです。立てるのも片付けるのもご自身でお願いします。
テントの大きさは、3m×3m以内のもの テントは横幕3方向を囲ってください。(露店営業許可内容)
横幕付近で、加熱性の高いものを調理される場合、横幕に火が移る場合があるものについては、
防災耐炎シートをご準備下さい
- ⑤ 出店場所は運営委員会で決めます。
- ⑥ 当日、退去前に出店場所・周りの清掃をお願いします。
- ⑦ 申請された販売品目は、必ず販売して下さい。
- ⑧ 店同士・お客様とのトラブルは、自己責任ですので対応をお願いします。
- ⑨ 関係車両は、午後1時までに指定場所に移動してください。搬出は午後9時30分までに退場ください。
ただし来場者・お客様が優先ですので、無理に退場したり自分勝手な行動をとられた方は、ペナルティとし、次回は出店できませんので、十分に気を付けて行動してください。
※ 車の出し入れは、午後9:00頃に「Go」を出します。担当事務局から指示が出るまで待機し、警備員・誘導員によって車を誘導します。
※ 片付けのタイミングは、各店舗それぞれですが、厳守として、午後9時30分までには全撤去して必ず退出してください。並ばれているお客様には、そのことをお伝えしお客様にも9時で退出してもらってください。(木津川運動公園 最終閉門午後9:30)
- ⑩ 飲食業の方は、京都府の露店営業許可書のコピーを提出してください。ない方は出店出来ません。
- ⑪ 物産出店者の方は、調理行為は出来ませんので、くれぐれも気を付けてください。
- ⑫ 通常出店者の方は、アルコールの販売は、出来ません。
- ⑬ 朝9時からテント張り・準備は可能です。最終午後1時までには準備してください。
- ⑭ バイト・手伝いが遅れてくる場合は、必ず事前にチケット又は出店者証を渡してください。
当日終了後に出店者証は回収ボックスへ入れて帰ってください。
回収ボックスは本部テントにあります。
- ⑮ ガス(プロパン)はご自身で、お持ちいただくかガス屋さんに発注してください。
- ⑯ 使用電気機器の容量が1800Wを超えるとブレーカーは落ちます。1店舗1回路1500Wとなっています。ご自身の使用する機器を合計1500Wまでに抑えて使用してください。
1500W以上の電気を使用される方は、発電機を各自お持ちください。
- ⑰ 発電機を使用される際は、申込用紙にどのメーカーの発電機か型番・排気量含めて記入してください。尚、ガソリンの継ぎ足しは禁止です。
- ⑱ お客様並びに警備員やスタッフ・警察官とのトラブル・口論など避けて気持ちよく販売に努めてください。
協会の主旨にご賛同いただけない方は、申請をお控えいただきますようお願いいたします。